

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 7 年 1 1 月 定 例 会 会 議 録					
1 日 時	令和7年11月26日(水) 午後2時00分から3時33分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	宮尾孝				
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 関根桂子	三 委員 森田高正
	四	委員 北條規	五	委員 高橋和美	
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、赤塚教育部副部長兼生涯学習課長、磯野教育部参事、藤原教育総務課長、笹原学校教育課長、玉神学校教育課副課長、坂詰生涯学習課副参事、大平文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会11月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会10月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 宮尾教育長： 当該議事録については、承認としてよい。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 当該議事録は、承認する。				
3 会議録署名委員の指名について	宮尾教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の北條委員に願います。				
4 議事の取扱い	宮尾教育長： 本日の案件は、報告事項が5件、審議事項が5件である。なお、本日の案件については全て公開案件である。				
5 報告事項(公開案件)	宮尾教育長： 報告事項の議案に入る。				
(1) 教委報告第55号「教育長の決裁処分の報告について」	宮尾教育長： 教委報告第55号「教育長の決裁処分の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第55号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： 新春大歌舞伎については、どのように周知するのか。				

坂口教育部長： 学校でチラシの配布をする予定となっている。

黒川 委員： 子供達一人一人に配布をするのか。

坂口教育部長： 全員に配布をする予定である。

黒川 委員： この価格を安いと考えるかは様々であり、興味がある子供がチラシを持ち帰る方が良いのではないかな。

坂口教育部長： 担当課でも懸念した部分である。
ただ、歌舞伎という文化をこの価格で市内の子供達が観られるのは貴重な機会であると考え、配布することにした。

高橋 委員： 新春大歌舞伎について、とても良い取組であると思う。
チラシだけでなく、メール配信などを行えば広く周知できるのではないかな。
若い頃に歌舞伎を鑑賞出来る機会は少ない。

坂口教育部長： どこまで周知するかは、検討させていただきたい。

宮尾教育長： 昨年度は神奈川県を中心に後援依頼をしており、今年度は埼玉県を中心に後援依頼が来ている。
価格については、人それぞれであるが、芸術に触れる機会を持つという意味で承認をしている。

森田 委員： 名義後援依頼申請書の入場料に記載のある大人については、児童・生徒の保護者という理解でよいかな。

赤塚生涯学習課長： そうだと思われる。

森田 委員： 保護者等にお知らせをする際には、誤解を招かないように保護者とわかるように記載があった方がよいのではないかな。

赤塚生涯学習課長： 団体にお伝えする。

北條 委員： 北本太鼓かばざくら創立35周年について、若い方がこのような文化団体に入り、経験を積みながら成長していくことは素晴らしい。
50周年に向けて積み上げていっていただきたい。

森田 委員： 北本太鼓かばざくらについては、北本高校の太鼓部と共演をしているが、横断的に繋がりをもって取組を行うことはとても良い取組だと思う。

	関根委員： 市民スキーについては、参加人数により交通手段を変更するとのことだが、どのような変更が想定されるのか。 赤塚生涯学習課長： 35人の参加者であれば、大型バスであるが、人数によってバスの大きさを変更することが想定される。 関根委員： 参加する場合は、安全面が気になると思うが、旅行会社やバスの運航会社がどこであるか、変更の場合に鉄道の場合もあるのか、といったことは決まっているのか。 赤塚生涯学習課長： 詳しくは聞いていないが、変更の場合でも鉄道の利用ではなく、バスでの利用になると思われる。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第55号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(2) 教委報告第56号「令和7年度北本市教育委員会教育委員の学校訪問のまとめについて」	宮尾教育長： 教委報告第56号「令和7年度北本市教育委員会教育委員の学校訪問のまとめについて」について、学校教育課より説明をお願いします。 玉神学校教育課副課長： (教委報告第56号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第56号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(3) 教委報告第57号「北本市の部活動の在り方に	宮尾教育長： 教委報告第57号「北本市の部活動の在り方について」について、学校教育課より説明をお願いします。 笹原学校教育課長： (教委報告第57号の説明)

関する方針について」	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 森田委員： 熱中症予防の部分で、水分・塩分を補給する、とあるが、もっと具体的に記載した方がわかりやすいのではないか。 笹原学校教育課長： 各学校には、既に具体的に塩分タブレットやスポーツドリンク等を摂っても良いということを指導している。 森田委員： 了解した。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第57号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(4) 教委報告第58号「令和8年北本市成人式開催概要について」	宮尾教育長： 教委報告第58号「令和8年北本市成人式開催概要について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第58号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第58号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(5) 教委報告第59号「きたもと縄文まつり2025の開催について」	宮尾教育長： 教委報告第59号「きたもと縄文まつり2025の開催について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長： (教委報告第59号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし —

6 審議事項(公開案件) (6) 教委議案第46号「小中学校屋内運動場空調設備等設置事業に係る工事請負契約の変更契約の締結について」 (7) 教委議案第47号「北本市立小・中学校における通話録音装置の設置及び管理に関する規程について」	宮尾教育長： 教委報告第59号については、了承としてよい。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。 宮尾教育長： 審議案件に入る。 宮尾教育長： 教委議案第46号「小中学校屋内運動場空調設備等設置事業に係る工事請負契約の変更契約の締結について」について、教育総務課より説明をお願いします。 藤原教育総務課長： (教委議案第46号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第46号については、可決としてよい。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 教委議案第47号「北本市立小・中学校における通話録音装置の設置及び管理に関する規程について」について、教育総務課より説明をお願いします。 藤原教育総務課長： (教委議案第47号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 北條委員： 市役所に電話をすると、録音している旨のアナウンスが流れるが、学校でも同じシステムを入れるということか。 宮尾教育長： 同じものを各小中学校で導入すると全校で数百万円という金額になってしまうため、別のシステムで対応する。 以前、市役所で使用していた録音装置を活用することが出来ないか、学校でテストしようと考えている。 学校現場では、特定の保護者から頻繁に暴言を受けており、教職員が精神的に参ってしまうような状況も発生している。 すぐに暴言が無くなるとは思っていないが、現場の負担感を少しでも減らせれば、と考えている。
--	---

	黒川 委員： 学校に電話をかけた際にも、録音されている旨のアナウンスが流れるようにしなくて良いのか。 藤原教育総務課長： 通話録音について、録音する際に必ず相手方に伝えなければいけないという義務はないようである。 原則としては、市ホームページに通話録音についてにしてお知らせをしている。 ただし、録音されている旨のアナウンスを流した方が、落ち着いて会話が出来ると思われるので、学校で使用する際には、アナウンスを流す機能を活用していきたい。 森田 委員： 学校現場の先生の業務量が多い中で、こういった電話対応をすることは大変であり、費用がかかってもぜひ設置していただきたい。 藤原教育総務課長： 了解した。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第47号については、可決としてよいのか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(8) 教委議案第48号「令和8年度北本市立小・中学校入学通知について」	宮尾教育長： 教委議案第48号「令和8年度北本市立小・中学校入学通知について」について、学校教育課より説明をお願いする。 笹原学校教育課長： (教委議案第48号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第48号については、可決としてよいのか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(9) 教委議案第	宮尾教育長： 教委議案第49号「北本市立屋内運動場夜間開放使用料条例

49号「北本市立屋内運動場夜間開放使用料条例の一部改正について」	の一部改正について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長：（教委議案第49号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 関根委員： 屋内運動場は日中に照明を付けられないのか。 赤塚生涯学習課長： 日中でも照明は付けられるが、付けなくても使用が出来るため、付けない人から使用料をとることは難しいと考えた。 関根委員： 照明を付けても良いのか。 坂口教育部長： 雨天等では暗いため、照明を付けないといけませんが、その際には使用料は取らないこととした。 赤塚生涯学習課長： 夜間は照明を付けないと使用出来ないため、夜間に限定して使用料を設定した。 関根委員： 了解した。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第49号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(10) 教委議案第50号「公の施設の指定管理候補者の選定結果について」	宮尾教育長： 教委議案第50号「公の施設の指定管理候補者の選定結果について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長：（教委議案第50号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第50号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 —

7 その他	宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 教育総務課： (北本市立学校の適正規模等に関する基本方針の改訂にかかるパブリックコメントの実施について) 森田委員： 来年の4月から改定後の方針が運用されるのか。 教育総務課： そのとおりである。 森田委員： 最短で5年後に統廃合が行われるということか。 教育総務課： 方針にもあるとおり、令和8年度時点であれば、これまでの状況を考慮して適正化の検討に入る可能性がある。 この場合でも、すぐに適正化に進むのではなく、あくまで検討を行う可能性があるということである。 8 閉会の宣言 宮尾教育長： 改訂にあたり、保護者代表の委員より、パブリックコメントを実施している旨を保護者にお知らせしたほうが良いのではないかと意見をいただいた。 学校だよりも掲載できるよう手続きを進めている。 宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 — 特になし — 宮尾教育長： 以上をもって、北本市教育委員会11月定例会を閉会する。 北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。
	令和 7年12月25日 教 育 長 <u>宮 尾 孝</u> 署 名 委 員 <u>北 條 規</u> 書 記 <u>落 合 元</u>